

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300317号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300122号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成30年12月11日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成30年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月11日

請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「30年1回分賞与一覧表(個人別)」により、請求者は、請求期間に同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月11日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年3月25日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月11日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300337 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2300121 号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年4月28日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成元年4月28日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年4月28日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 40 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成元年4月28日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。当時、転勤はあったものの、継続して勤務しており、給与支給明細表において、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細表並びに請求者に係るD厚生年金基金の記録及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社B事業所に継続して勤務（平成元年5月1日にA社B事業所からA社E事業所へ異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年4月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300426号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300123号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑫までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑫までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑫までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月7日  
② 平成23年12月19日  
③ 平成26年8月29日  
④ 平成27年7月31日  
⑤ 平成27年12月25日  
⑥ 平成28年7月29日  
⑦ 平成28年12月26日  
⑧ 平成29年7月27日  
⑨ 平成29年12月26日  
⑩ 平成30年12月28日  
⑪ 令和元年6月25日  
⑫ 令和2年6月30日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑫までの標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑫までについて、A社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は、事業主から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年4月21日及び同年5月16日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成23年7月7日	7万2,000円	7万2,000円	7万2,000円
②	平成23年12月19日	5万円	5万円	5万円
③	平成26年8月29日	35万円	35万円	35万円
④	平成27年7月31日	35万円	35万円	35万円
⑤	平成27年12月25日	30万円	30万円	30万円
⑥	平成28年7月29日	40万円	40万円	40万円
⑦	平成28年12月26日	10万円	9万9,000円	9万9,000円
⑧	平成29年7月27日	50万円	49万1,000円	49万1,000円
⑨	平成29年12月26日	5万円	4万9,000円	4万9,000円
⑩	平成30年12月28日	1万円	1万円	1万円
⑪	令和元年6月25日	1万円	1万円	1万円
⑫	令和2年6月30日	1万円	1万円	1万円

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300277 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2300124 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） ； 女（妻）  
基礎年金番号 ；  
生年月日 ； 昭和 30 年生  
住 所 ；

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生年月日 ； 昭和 39 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 8 年 9 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）が A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。A 社には、トラック運転手として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された訂正請求記録の対象者に係る採用時面談書、履歴書及び退職届並びに同社管理部担当者の陳述により、訂正請求記録の対象者は、同社に昭和 61 年 8 月 4 日に長期アルバイト社員（運転手）として入社し、平成 8 年 8 月 15 日に退職していることが確認でき、請求期間のうち、昭和 61 年 8 月 4 日から平成 8 年 8 月 15 日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

また、A 社の管理部担当者は、訂正請求記録の対象者の同社退職時の雇用形態を確認できる請求期間当時の資料がなく不明であるものの、運転手として働くアルバイト社員には、短時間勤務の者はおらず、常時勤務（フルタイム）で働いていた旨陳述しているところ、同社に勤務した従業員 35 人に文書照会を行った結果、13 人から回答があり、このうち訂正請求記録の対象者を知っていると回答した元上司一人及び同僚 4 人の 5 人は、訂正請求記録の対象者は、フルタイムで勤務していた旨陳述している。



一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、A社の事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについては、賃金台帳等の資料がないため不明である旨回答しており、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、A社の管理部担当者は、前任者から、請求期間当時はアルバイト社員という待遇があり、社会保険未加入者が従業員の半数近くいたことを聞いたことがある旨回答しているところ、上述の文書照会において訂正請求記録の対象者を知っていると回答した5人のうち、元上司一人は、当時、本人の希望により厚生年金保険に加入させる取扱いがあった旨陳述している上、同僚4人のうち、訂正請求記録の対象者と同様に同社で運送業務に従事しているものの、厚生年金保険に加入していない同僚一人は、自身の知る限り厚生年金保険に加入しないで働いている者が数名いた旨陳述していることから、同社では、請求期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、被保険者の整理番号に欠番はない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者のA社に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。